平成２３年（フ）第３１７号
徳島県徳島市大原町内開39番地の４　コーポＯＨＡＲＡ206号、旧住所徳島県板野郡上板町西分字山下27番地
債務者　上原　　満
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８６号
徳島県吉野川市川島町宮島767番地１、旧住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字東久保722番地14
債務者　酒井　義尚
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９６号
徳島市南昭和町７丁目30番地、旧住所徳島市幸町１丁目21番地
債務者　勝浦　隆之
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０４号
徳島市住吉４丁目10番56―601号
債務者　川村　勝子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０６号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島130番地１―224号
債務者　斎藤喜代美
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本93番地の１
債務者　秋山　　隆
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
兵庫県洲本市上内膳1101番地５　まりもマンション105号
債務者　吉村　三郎
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４７号
広島県福山市鞆町後地26番地197
債務者　若井アイ子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３号
広島県福山市新市町大字新市954番地、旧住所広島県府中市元町200番地の４
債務者　坂口　　智
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４号
広島県福山市新市町大字新市954番地、旧住所広島県府中市元町200番地の４
債務者　坂口　保子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４号
高知県土佐清水市緑ケ丘９番３号
債務者　久松　親子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５号
高知県四万十市中村栄町７番地
債務者　村田　義広
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６号
高知県宿毛市中央４丁目５番５号
債務者　山﨑　範子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１９４号
長崎県諫早市幸町７番43号　メゾンＳ201号、前住所長崎県諫早市栄田町47番63号
債務者　林田　信行
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
長崎県諫早市幸町７番43号　メゾンＳ201号、前住所長崎県諫早市栄田町47番63号
債務者　林田こと　蕭　　春梅
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
長崎県諫早市正久寺町567番地１、前住所福岡市博多区美野島３丁目15番６号
債務者　吉村　洋二
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県大村市木場２丁目297番地１　イリスハイツＢ―204、旧住所長崎県大村市大川田町856番地３　富永アパート２Ｆ東号室
債務者　桑原枝里子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係